

所得税関係

建設業退職金共済制度の取扱い

1 はじめに

建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）は、中小企業退職金共済法に基づき、建設現場で働く人達の雇用の安定と建設業を営む中小企業の振興・発展を目的として設立された退職金制度である。

2 制度の内容

建退共は建設業を営むすべての事業主が共済契約者となることができ、元請や下請、専業や兼業、建設業法許可の有無にかかわらず加入できる。被共済者についても、大工・左官・土工等の職種や国籍、月給制や日給制等の違いに関係なく、すべての建設現場労働者を対象とすることができる。ただし、事業主、役員報酬を受けている者及び本社等の事務専用社員並びにすでに小規模企業共済や中小企業退職金共済等の特定業種退職金制度の被共済者となっている者は加入することはできない。

建退共の掛金の納付は、労働者の就労日数に応じて、公共工事・民間工事を問わず、すべての工事について行わなければならない。掛金は労働者1人あたり1日320円（令和3年10月1日より310円から改定）であり、労働者が従事した日数分の共済証紙を共済手帳に貼付・消印して掛金を支払っていくことになる。この掛金は労働者が支払うのではなく、加入している事業主が負担する。その経理処理は購入した共済証紙を貯蔵品等と

して資産計上し、共済手帳に貼付の都度、福利厚生費や保険料等として損金または必要経費に算入することとなる（法令135一、所令64②）。また、事業主が負担する掛金は給与所得には含まれないため、源泉徴収の対象とならない（所令64①一）。

なお、共済証紙は金融機関で購入することができ、赤色（労働者300人以下又は資本金3億円以下の中小企業主に雇用される労働者のための証紙）と青色（労働者300人超かつ資本金3億円超の大手事業主に雇用される労働者のための証紙）の二種類があり、各々1日券（320円）と10日券（3,200円）がある。

3 一人親方の建退共

建設現場では一人親方（労働者を雇用せず特定の事業を常態的に行う者）として自ら建設業を営む者を多く目にする。このような一人親方の建退共については、任意組合を組織させ、その任意組合を事業主とみなして共済契約を締結することができる。一人親方は、共済契約者に雇われた日については当該共済契約者より共済証紙の貼付を受け、一人親方として就労した日については任意組合より共済証紙の貼付を受けることとなる。

共済契約者に雇用され、当該共済契約者から共済証紙の貼付を受けた場合は、通常の労働者と同様に共済証紙相当額は一人親方の給与所得には含まれず、共済契約者の損金又は必要経費

に算入する。一人親方として就労し、任意組合から共済証紙の貼付を受けた場合には、事業主が自らに掛けたものとなるため必要経費に算入されない。

4 退職金の請求

建退共で退職金が支給されるのは労働者が特定の企業を辞めたときではなく、建設業で働かなくなったときである。共済手帳に貼付した共済証紙が12月（21日を1ヵ月と換算）以上になった労働者が、無職になった、建設関係以外の事業主に雇われた等の一定の請求事由に当てはまる場合に、労働者本人が共済手帳と一定の書類を各都道府県の建退共支部に提出して退職金の請求を行う。この際に、「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の添付も忘れてはならない（提出がない場合は20.42%相当の源泉徴収が行われる。）。

5 おわりに

建退共への加入は任意であるが、加入することにより労働者の確保や定着に繋がる利点や、公共工事を受注する上で必要不可欠な経営事項審査の加点要素にもなる。また、令和3年3月1日から全面的・本格的に建退共の電子申請方式が導入され事務処理の簡素化も行われており、未加入の事業者は検討することも必要であると考えられる。

〔 右山研究グループ
税理士 塩島 好文 〕